

中山間地域等直接支払制度の 第 3 期対策の概要

平成 2 2 年 6 月 2 8 日

農林水産省

1. 中山間地域等直接支払制度の概要

平成22年度予算額: 265億円
(平成21年度予算額: 234億円)

中山間地域は我が国農業・農村の中で重要な位置

- 国土面積の65%
- 耕地面積の43%
- 総農家数の43%
- 農業産出額の39%
- 農業集落数の52%

中山間地域の現状

農業生産条件の不利性を補正

- 農業生産条件の不利性
- 高齢化・過疎化の進行
- 担い手の不足
- 恵まれない就業機会
- 生活環境整備の遅れ
- 地域資源の維持管理が低下

耕作放棄地の増大

食料供給機能及び多面的機能の低下

中山間地域等直接支払制度の内容(平成22~26年度)

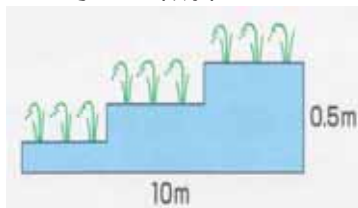
【対象地域】
特定農山村法等地域振興立法8法指定地域及び知事が定める特認地域

【対象農用地】
下記基準に該当する農振農用地内の1ha以上の一団の農用地

急傾斜地

水田：傾斜1/20

畑：傾斜15°

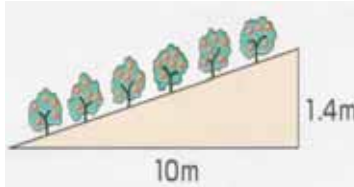
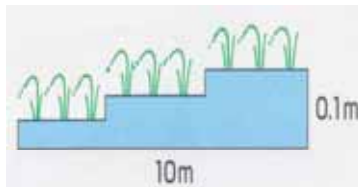


10a当たりの交付単価
田：21,000円、畑：11,500円
草地：10,500円、採草放牧地：1,000円

緩傾斜地

水田：傾斜1/100

畑：傾斜8°



小区画・不整形な田
高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地
10a当たりの交付単価
田：8,000円、畑：3,500円
草地：3,000円、採草放牧地：300円

積算気温が低く、草地比率の高い草地
10a当たりの交付単価：1,500円

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、交付単価は8割となる。

加算措置

規模拡大加算、土地利用調整加算
小規模・高齢化集落支援加算、法人設立加算

効果

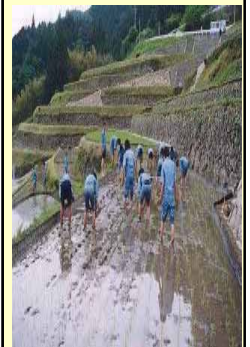
農業生産活動の継続
耕作放棄の復旧・防止



道・水路の適切な管理

多面的機能の発揮

農作業体験を通じた都市住民との交流



周辺林地の下草刈り

景観作物の作付等

集落営農化等自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備

2. 第2期対策からの見直し内容

第2期対策

交付単価

<p>【基礎単価(8割単価)の活動内容】 集落の将来像の明確化と活動計画作成 耕作放棄の発生防止 多面的機能増進活動</p>
<p>【体制整備単価(通常単価)の活動内容】 農用地保全マップの作成</p>
<p>地域の実態に即しA又はB要件を選択 A要件(2つ以上選択) 生産性・収益向上(1つ以上選択) 機械・農作業共同化、高付加価値型農業、農産物加工販売 担い手の育成(1つ以上選択) 新規就農者・認定農業者の確保、担い手への農地集積、 担い手への農作業の委託 多面的機能の発揮(1つ以上選択) 都市との交流、学校等との連携、非農家・他集落との連携</p>
<p>B要件(1つ以上選択) 集落営農の推進 担い手への農用地の集積</p>

第3期対策(新対策)

<p>【基礎単価(8割単価)の活動内容】 変更無し</p>
<p>【体制整備単価(通常単価)の活動内容】 変更無し</p>
<p>地域の実態に即し次の3要件から選択</p> <p>〔ステップアップ型〕 A要件(2つ以上選択) 左の～を結合し、 ・耕作放棄地の復旧等協定農用地の拡大、ほ場や水路・農道の整備等による農業生産条件の強化等を追加 ・非農家や他集落との連携等による多面的機能の発揮は、新設する集団的サポート型での対応を踏まえ廃止</p>
<p>B要件 変更無し</p>
<p>〔集団的サポート型〕 C要件 ・高齢農家も安心して制度に参加できるよう、共同で支え合う仕組みを集落で取り決め。</p>

加算措置

<p>規模拡大加算 土地利用調整加算 法人設立加算</p>	(継続)	<p>規模拡大加算：利用権設定等の規模拡大を行った者に加算 土地利用調整加算：担い手に利用権設定等を行う集落に加算 法人設立加算：農業生産法人、特定農業法人の設立に加算 小規模・高齢化集落支援加算(新設)：小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ場合に、当該集落の農用地面積に応じて加算。 <廃止>体制整備単価(ステップアップ型)の選択要件へ移行</p>
<p>耕作放棄地復旧加算</p>		

一団の農用地要件

<p>営農上の一体性 団地間で耕作者が重複し、全ての耕作者等で共同作業等を実施 同一の生産組織等で農業生産活動 団地間に水路・農道等の線的施設が介在し、構成員全員で管理</p>		<p>農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ha未満の飛び地等であっても、一団の農用地として取り扱うことができる。</p>
--	--	--

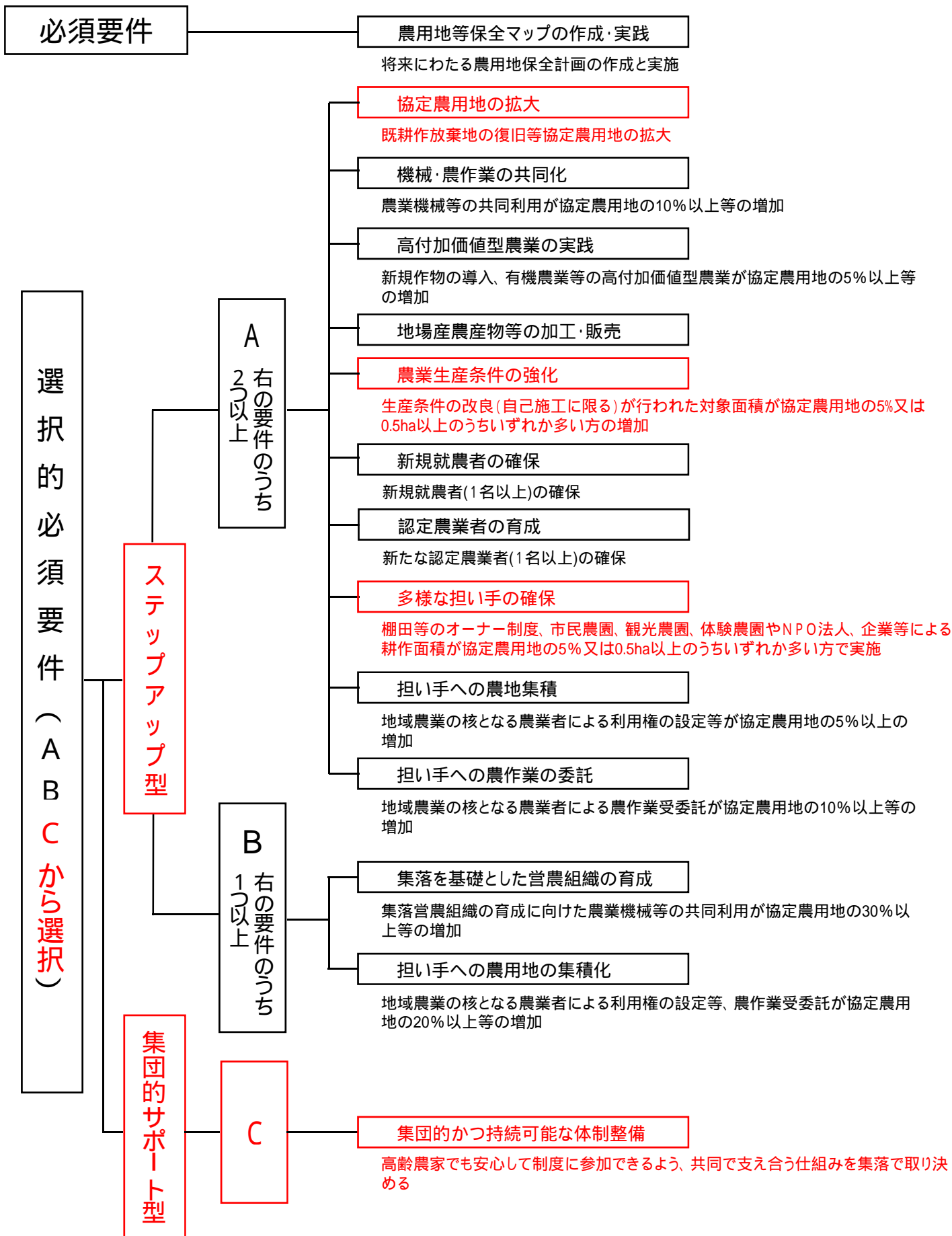
免責事由

<p>死亡・病気等 自然災害 新規就農者住宅</p>	<p>農業用施設用地 土地収用適格事業</p>	(追加)	<p>農業後継者の分家住宅への転用 自己施工による農道・水路への転用</p>
------------------------------------	-----------------------------	------	--

受給額の上限100万円

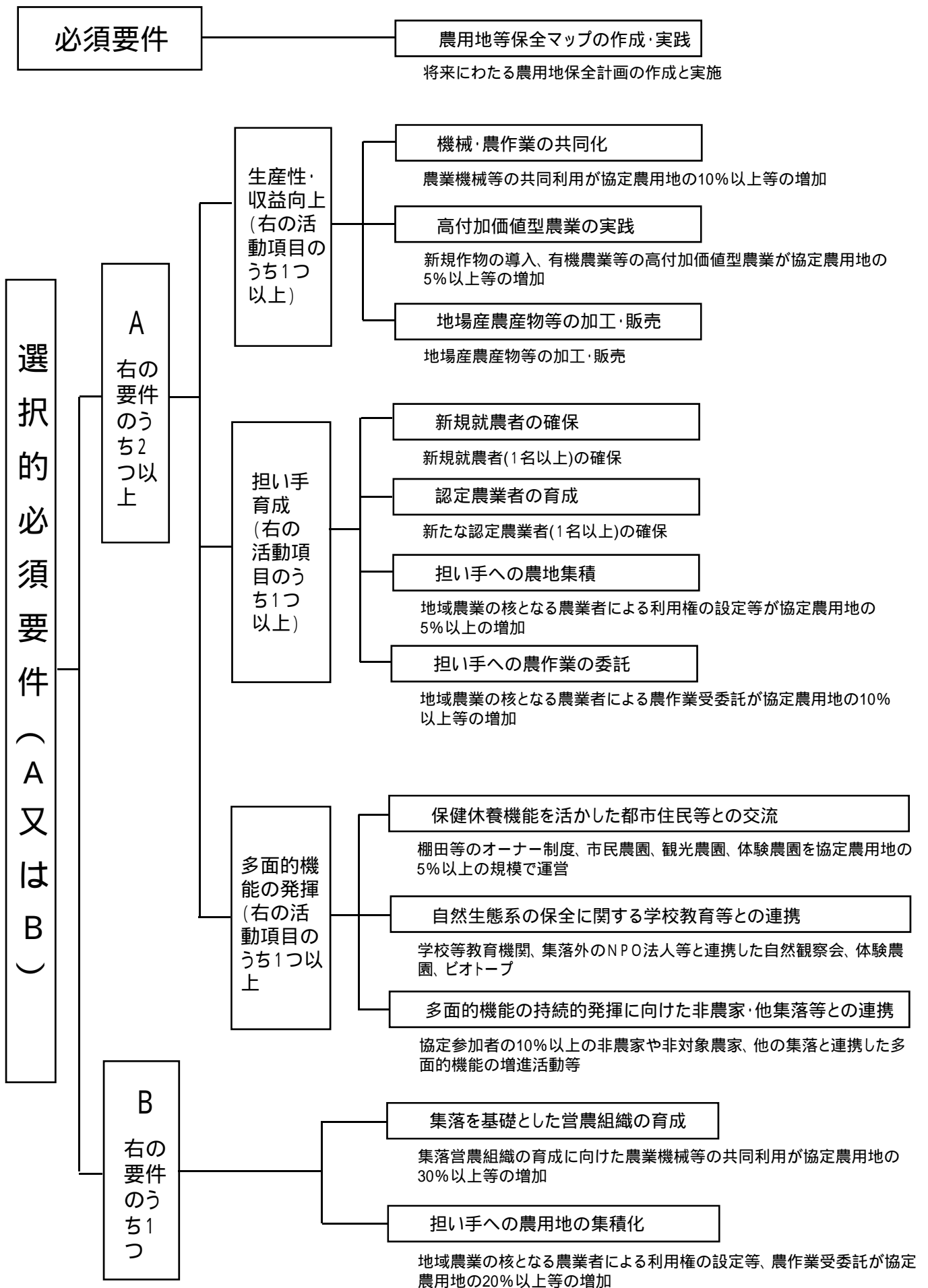
<p>役員報酬・共同活動の日当を含む</p>		<p>役員報酬・共同活動の日当は受給額に含めない</p>
------------------------	--	------------------------------

3 - 1 . 見直しのポイント ~ 通常単価の交付要件の見直し ~



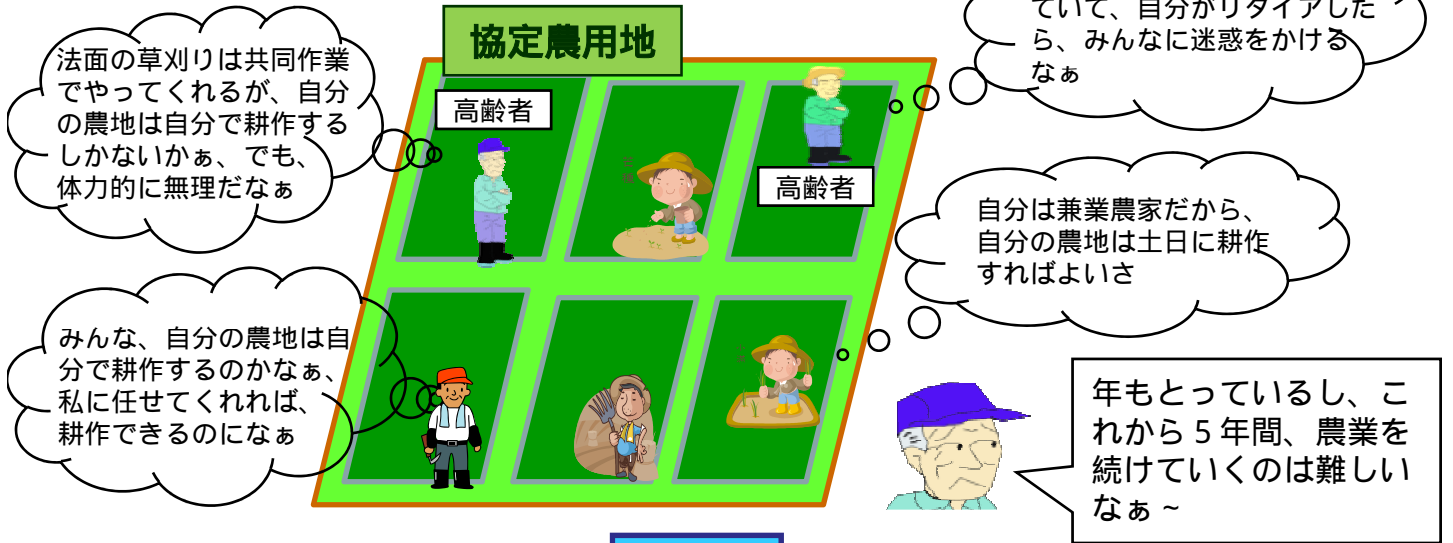
集団的サポート型(C要件)の新設を踏まえ、これまでのA要件の選択肢であった多面的機能の発揮(非農家・他集落との連携等)は廃止

(参考) 第2期対策における通常単価の交付要件



(参考) C要件(集团的サポート型)のイメージ

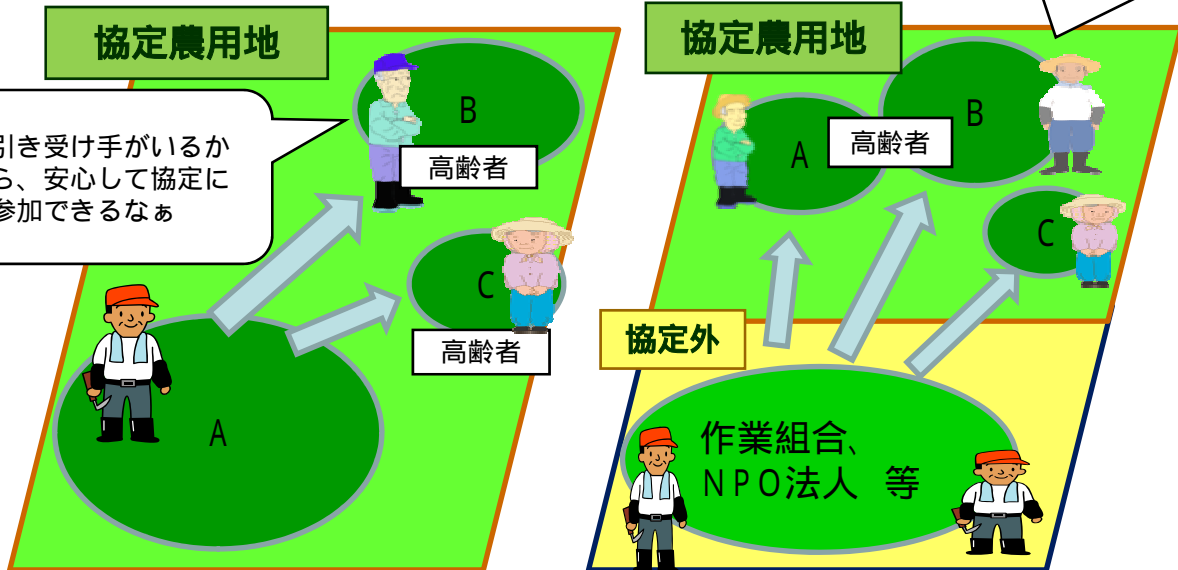
これまで(将来に不安をいだく集落協定のイメージ)



安定的・持続的な「取り決め」を行った場合

通常単価

機械作業はお願いして、できることをやろう



[BさんやCさんが高齢化で農業が続けられなくなった場合は、Aさんが農作業を引き受ける。]

[耕作は、協定外の作業組合、NPO法人などに委託。法面の草刈りや水路の清掃は集落全員で行う。]

高齢者にも安心して農業に取り組める体制づくり

協定農用地の維持・拡大

3 - 2 . 見直しのポイント ~ 小規模・高齢化集落支援加算の新設 ~

第2期対策

加算措置

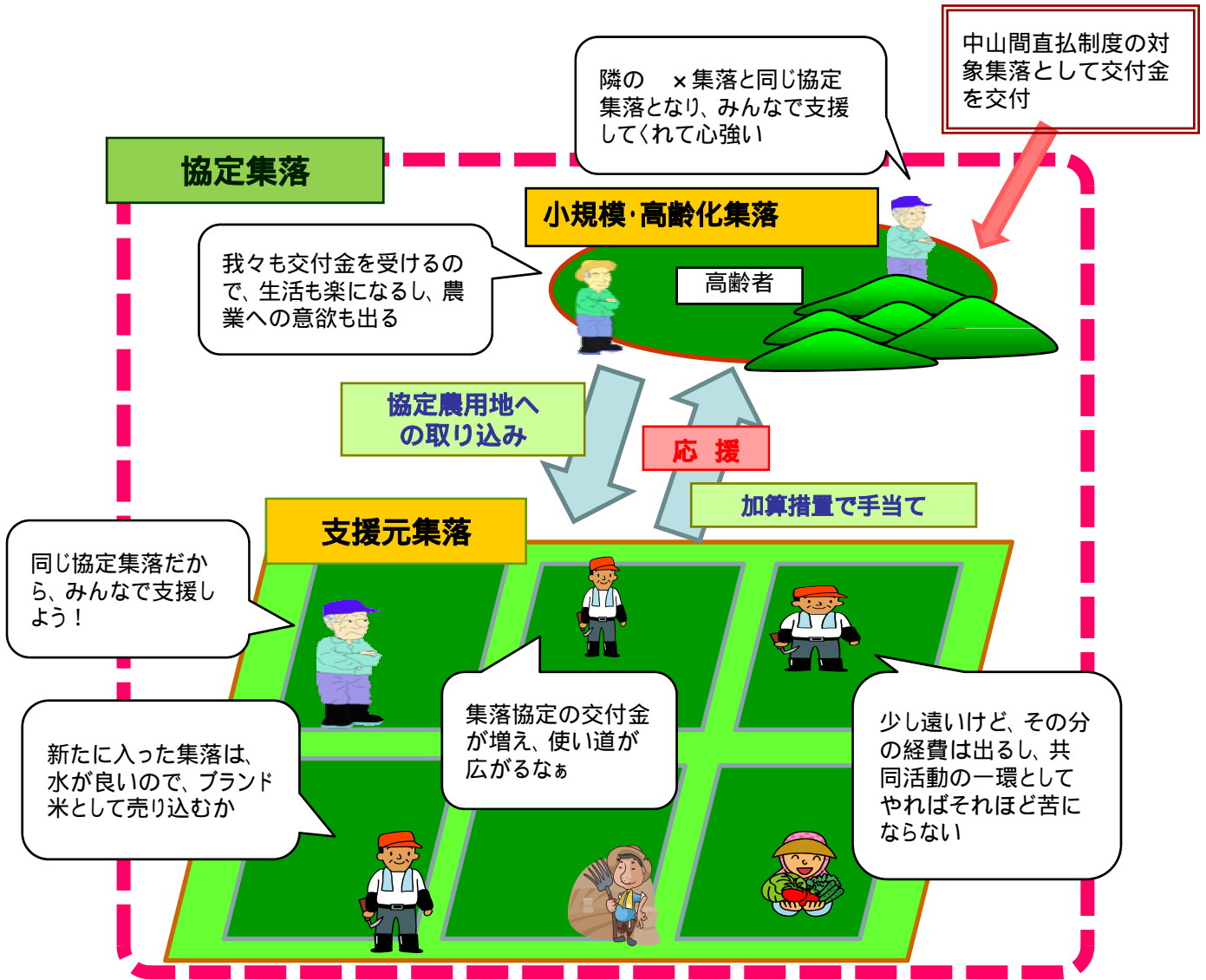
- 規模拡大加算：
・利用権設定等の規模拡大を行った者に対し拡大面積に応じて加算
田：1,500円/10a、畑・草地：500円/10a
- 土地利用調整加算：
・担い手に利用権設定等を行う集落に対し全協定農用地面積について加算
田：500円/10a、畑：500円/10a
規模拡大加算との重複はなし
- 法人設立加算：
・農業生産法人、特定農業法人の設立に対し全協定農用地面積について加算
田：1,000円/10a(600円/10a)、
畑・草地：750円/10a(500円/10a)
()は農業生産法人
- 耕作放棄地復旧加算：
・耕作放棄地を復旧する場合に復旧農用地面積に応じて加算
田：1,500円/10a、畑・草地：500円/10a

第3期対策(新対策)

加算措置

- 規模拡大加算：【継続】
- 土地利用調整加算：【継続】
- 法人設立加算：【継続】
- 耕作放棄地復旧加算：【廃止】
体制整備単価（ステップアップ型）の選択要件へ移行
- 小規模・高齢化集落支援加算：【新設】
・近隣集落が小規模・高齢化集落の農用地を協定農用地として取り込んだ場合に、当該集落の農用地面積に応じて加算
田：4,500円/10a、畑1,800円/10a
小規模・高齢化集落：高齢化率50%以上
農家戸数19戸以下

(参考) 小規模・高齢化集落支援加算のイメージ



【効果】

支援元集落へのメリット (取込みインセンティブの向上)
 同じ協定集落となることで集落協定への交付金が増加
 支援に伴う経費が別途措置されることで支援への意欲が向上
 広域的なメリットを生かした付加価値の高い営農の展開の可能性

小規模・高齢化集落のメリット
 集落協定の一員となることで共同取組活動にも参加する一方、支援も受け入れやすい
 交付金を受けることで収入が向上
 交付金を受けることで営農に対する責任感ややる気が向上

将来にわたり、小規模・高齢化集落の農用地の維持・保全の促進